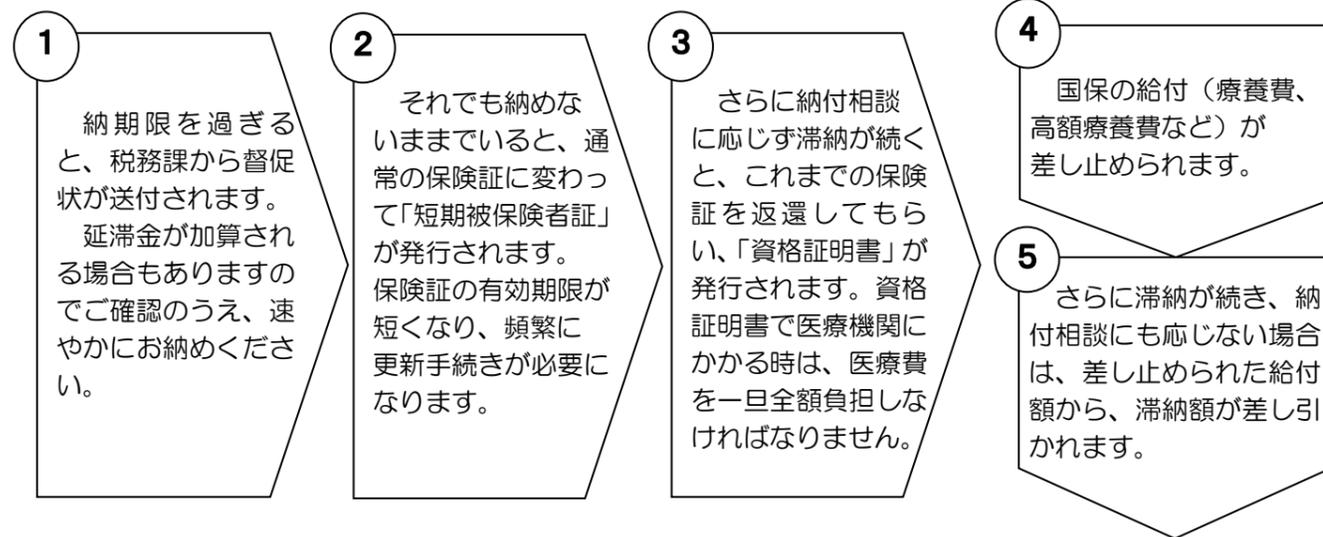


## 保険税を滞納すると・・・ 相談はお早めに！

### ◆保険税を滞納した場合

保険税を滞納すると、延滞金が加算され納付が不利になるばかりか、財産（預金・給与・不動産など）の調査を行い、差押えに至る場合もあります。納付方法などについてのご相談を随時受け付けておりますので、納付が困難な場合は、お早めに担当へご相談ください。

特別な理由がないのに保険税を滞納すると、次のような措置がとられることになります。



## 一部負担金の減免・徴収猶予について

### ◆病院などの窓口で支払う一部負担金が減免されたり、徴収が猶予される場合があります

下記の理由により、医療費の支払いが困難になった場合は、ご相談ください。

- ・ 震災や風水害、火災などの災害により資産に重大な損害を受けた
- ・ 干ばつや冷害等による農作物の不作などの理由で、収入が前年より3割以上減少した
- ・ 事業や業務の休・廃止、失業などで収入が前年より3割以上減少した

該当している方は次のものを見て総合的に判断し、減免や徴収猶予を決定します。

- 被保険者と生計を同じにする世帯全員の直近3か月の平均収入
- 預貯金
- 旧生活保護基準額

### お問い合わせ

北広島市役所（011）372-3311

<保険税に関する事> 保険年金課国保賦課担当 内線2115・2117

<保険証や給付に関する事> 保険年金課国保給付担当 内線2114・2116



還付金詐欺にご注意ください！  
市役所が市民の皆さんに対してATM操作を依頼することは絶対にありません。

きたひろしま

# 国保だより

発行 令和元年7月  
北広島市保険年金課  
国保スタッフ  
TEL 011-372-3311  
(内線 2114・2115)

## 国保 加入・喪失の手続きは14日以内に！



### ◆加入の手続きが14日以内にされない場合

特別な理由がない限り、手続きをした月の初日より前の医療費は全額自己負担になります。また、保険税（国民健康保険税）は、届け出をした月からではなく、国保の資格を得た月までさかのぼって納めることになります。（最高3年間）

### ◆喪失の手続きが遅れた場合

保険税額が正しく算定されなかったり、保険税を二重に払ってしまう場合があります。新しい保険証、国民健康保険証、マイナンバーがわかるものを持って届け出してください。郵送でも手続きできますので、お問い合わせください。なお、市では、年金記録から社会保険・厚生年金に加入されていると思われる方へ、届け出の勧奨を行っております。お知らせが届いた場合にも、お早めの届け出をお願いいたします。

## 資格喪失後に保険証は使用できません！

### ◆保険証は加入期間のみ使用できます

北広島市国民健康保険の被保険者証（保険証）を使用できるのは、加入されている期間のみです。資格喪失しても、喪失の手続きが遅れていたり、手続き後も保険証を返却せずに、医療機関を受診する無資格受診が発生しています。新しい保険証が手元にない場合も、国保の資格喪失の日から使用できません。

社会保険の保険証は即日交付されませんが、資格の取得日から保険証が交付されるまでの間も社会保険で受診することになります。

資格を喪失し、無効となった保険証で受診した場合、後日かかった医療費を北広島市にお返ししていただくことになります。

### ◆保険証は正しく使いましょう

- ・ 医療機関等の受診時には、毎回保険証を提示してください。
- ・ 就職や扶養に入ることのほかの健康保険に加入したり、市外へ転出したりするなど、保険証が変更になる場合は、その旨を医療機関の窓口で伝えてください。
- ・ 国保の資格がなくなった後は必ずかかっている医療機関等に新しい保険証を提示して受診してください。
- ・ 新しい健康保険の加入手続きをする際には、資格取得見込み日を確認して、「資格取得日」が分かったら、その日以降は国保の保険証は使わないでください。
- ・ 新たに加入した保険の保険証が交付されるまでに時間がかかる場合、お勤め先の担当者に相談し、指示を受けて受診してください。
- ・ 月の途中で健康保険が変わった場合は、新しい保険証に印字されている「資格取得日」を確認して医療機関の窓口で提示し、その旨を伝えてください。

## 医療費負担を軽くするためにジェネリック医薬品を活用しましょう。。。希望シール配布中

### ◆ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品は、「後発医薬品」とも呼ばれ、新薬（先発医薬品）の独占販売期間が終了した後に、販売が許可される医療用医薬品のことをいいます。有効成分やその含有量は新薬と同じで、品質、安全性は同等とみなされています。ジェネリック医薬品は新薬と比べ、3割から5割程度安価で提供されるため、医療費の節約につながります。ただ、全ての新薬に対して当てはまるわけではなく治療内容にもよりますので、まずは医師や薬局に相談して、上手に活用してみましょう。

なお、市役所国保担当窓口や市役所出張所窓口では、保険証やお薬手帳に貼ってジェネリック医薬品希望の意思表示ができる「希望シール」を配布していますのでご利用ください。



## 交通事故などで、病院で治療を受けたときは

### ◆交通事故や傷害事件などにあつたら

交通事故や傷害事件など、第三者（加害者）から傷害を受けた場合でも、国保で治療が受けられます。ただし、加害者からすでに治療費を受け取っているときは国保は使えません。また、仕事上のケガ（労災保険の適用）や故意によるケガなどは、国保を使えないことがあります。

### 保険証を使ったら

#### 早めに届出を

国保を使って治療を受けるときは、「第三者の行為による傷病届」を提出してください。警察の交通事故証明書なども必要になりますので、早めに市役所国保担当に相談してください。

#### 医療費は加害者が負担

交通事故などで第三者から傷害を受けた場合、被害者に過失のない限り、その医療費は加害者が全額負担するのが原則です。

そのため保険診療した場合、加害者が負担すべき医療費は国保が一時立て替えて支払い、あとで被害者に代わって加害者に請求することになります。

#### 示談をする前に

被害者と加害者の話し合いがいついて示談をしてしまうと、その示談の内容が優先されるため、国保で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合があります。示談をする場合は事前に、市役所国保担当にご連絡いただくとともに、示談は慎重に行い、示談成立の場合は、速やかに示談書の写しを提出してください。

## 整骨・接骨院で施術を受けられる方へ

### ◆保険証が使えるのは？

整骨院や接骨院で骨折、脱臼打撲及び捻挫の施術を受けた場合には、保険の対象になります。なお、骨折及び脱臼については、緊急の場合を除き医師の同意が必要です。

単なる肩こりや筋肉疲労などに対する施術は、保険の対象にはなりません。不明な場合は接骨院等施術所窓口でお尋ねください。

### ◆治療内容について、国保担当よりお尋ねすることがあります

整骨・接骨院にかかったときは、負傷部位や施術内容が記録されたもの、領収書を保管し、市役所からの問い合わせに回答できるようにご協力をお願いします。

## 保険税は忘れずに納めましょう！

### ◆保険税は国民健康保険を支える大切な財源です

保険税は、国保加入者のみなさんが病気やケガをしたときの医療費や、後期高齢者医療制度の支援、介護サービスの費用に充てられる大切な財源となっています。

いざというときに、みなさんが安心して医療を受けられるよう、保険税の納付にご理解とご協力をお願いいたします。



### 納付は便利な口座振替で！

口座振替なら、窓口へ納めに行く手間が省けるばかりでなく、納め忘れもありません。また、翌年度以降も自動的に継続されるので、毎年手続きする必要もありません。

年金から特別徴収で保険税を納めている方も、口座振替に変更することができます。

## 保険税の減額制度について

### ◆非自発的な理由で離職された方は保険税が軽減されます

解雇や会社の倒産またはやむを得ない理由によって離職された方で、「雇用保険受給資格者証」の記載事項が下記の要件を満たしている場合は、申請により、給与所得が30/100とみなされ、保険税が減額になる場合があります。

- 離職時年齢が65歳未満
- 離職年月日が平成31年3月31日以降（課税対象年度が令和元年度の場合）
- 離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか

※「雇用保険特例受給資格者証」や「雇用保険高年齢受給資格者証」は対象となりません。

### ◆保険税の減免について

下記の理由などにより、保険税の納付が困難となった場合には、一定の基準により、保険税が減免になる場合があります。減免を受けるためには、納期限までに申請が必要です。お早めにご相談ください。

- 生活保護を受けている方
- 災害などにより重大な損害を被った方
- 長期間の病気や失業などにより、所得の激減が見込まれる方
- 学生のみで生活している世帯
- 刑務所に入っている方がいる世帯



## 所得の申告が必要です 申告をしないと。。。

### ◆所得の申告はお済みですか？

所得の申告がされていないと、正しく保険税が計算されないうえ、高額療養費を支給する際、最も高い所得区分で判定され、本来支給されるべき金額より少なくなることがあります。

また、前年中の所得が一定基準以下の世帯に対して保険税の軽減制度がありますが、所得が把握できていないと、正しく判定されず軽減が適用されない場合があります。

所得のなかった方（未成年の方は除く。）や非課税所得のみの方も必ず申告してください。